

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議

日時：令和3年1月8日(金) 13時30分～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

まず、新型コロナウイルスの状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、年末年始におきましても、全国的に感染が拡大をしている状況にあります。特に、東京都を中心とした首都圏では、既にステージIV相当の対策が必要な段階に達し、通常の医療、保健、高齢者福祉に深刻な支障が生じてきているとして、先日、専門家から成る分科会が国に対して提言を行いました。

国においては、こうした提言を踏まえ、これ以上の感染拡大を押さえるため、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の1都3県に対して発出をしました。

本県においても、クラスターの発生によって、12月だけで201名の感染が確認されています。年明け後も、本日までに既に69名の感染者が発生し、今後、更なる感染の拡大に予断を許さない状況です。

このため、本県において、万が一、感染がまん延する事態になっても、必要な方に、適切な医療が提供できるよう、確保している423床全てを活用した受入体制の準備を、担当部局に指示したところです。

これから本格的な冬を迎え、感染が拡大しやすい時季となります。

国の分科会においても、大都市圏の感染状況が地方圏に広がって、全国的、かつ急速なまん延につながるおそれがあるとされていることから、より一層緊張感を持って、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んで行かなければなりません。

本日の本部員会議は、本県における今後の対応を協議するものです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議題（1）現在の発生状況及び本県の取組について

・事務局説明（健康増進課長）

別添資料1より説明

3 議題（２）新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

- ・事務局説明（防災危機管理課理事）

別添資料２、３より説明

4 各部局発言

- ・健康福祉部長

健康福祉部からは、医療提供体制の確保等について、１点ご報告させていただきます。

これから本格的な冬を迎えます。全国的に感染拡大が懸念されている中、本県においても、感染者数が急増することが非常に懸念をされています。

そのため、そういう事態になっても医療が適切に提供できるよう、冒頭知事からも話がありましたが、現在、関係医療機関と連携をして確保している４２３床の全てを、即時入院可能な病床へと転換を進めているところです。

また、引き続き、早期に感染を確認し、適切な治療に繋げるため、相談・診療・検査体制の確保、そして保健所による接触者調査の迅速かつ適切な実施など、感染拡大防止に向けた取組の強化について、徹底を図ってまいりたいと考えています。

- ・副教育長

県内では、今日から、多くの学校で新学期がスタートしております。

こうした中、国からは、１月５日付けで、学校の臨時休業につきまして、「地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であり、学校のみを休業とすることは子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切である。」との通知がなされているところです。

県教委といたしましては、今回の国の通知を受けまして、各県立学校や市町教委に対し、感染症対策の徹底について再度通知を行ったところあり、今後とも、地域の感染状況を踏まえた学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくよう努めてまいります。

5 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員そして事務局から、新型コロナウイルス感染症に関する今後の県の対応についての報告がありました。

新型コロナウイルス感染症については、県内で感染者が連日確認されています。予断を許さない状況にあります。冒頭にも申し上げましたように、東京都などの1都3県に緊急事態宣言が発出をされました。県といたしましては、この1都3県への移動について、県民の皆様にご自粛を要請するとともに、医療提供体制の充実・強化をしていくことなどを確認しました。

最後に、私からお願いがあります。

全国的に感染が拡大をしています。本県においても、帰省によるものや、孤発事例が発生し、連日感染が確認されていることから、感染拡大防止には、より一層緊張感を持って取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様、企業の皆様には、引き続き、感染を拡大させないように、これから申し上げる取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いをいたします。

まず、県をまたぐ移動についての注意です。

このたびの緊急事態宣言を踏まえ、受験などやむを得ないものを除き、対象区域への移動については、自粛を強くお願いをいたします。

また、対象区域から、帰省や旅行などで、来県をお考えのご家族やご友人に、皆様から、自粛を強く働きかけていただきますようお願いいたします。

やむを得ず、対象区域から戻られた方や、来県された方は、2週間は体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養をしてください。

なお、発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、速やかに受診・相談センター、また市町の特別相談窓口にご連絡をして、医療機関を受診していただくようお願いいたします。

また、緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況、そして自治体の発する情報、これに留意をして、慎重に判断をいただくとともに、移動される場合には、万全の感染防止対策を講じてください。

2つ目は、企業活動におけるお願いについてです。

対象区域への出張や、対象区域から県内への来訪については、控えていただきますようお願いいたします。

また、対象区域からの来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替していただきますようお願いいたします。

感染予防及び感染拡大防止のため、対象区域への移動があった従業員等に対する健康管理には格別の配慮をお願いいたします。

3つ目は、飲食・会食時の注意についてです。

会話の際には、マスクを着用し、大人数・長時間での会食には特に注意するなど、感染防止対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店の利用をお願いします。飲食店をはじめとする事業者の皆様方には、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を再度徹底してください。

4つ目は、感染予防対策の徹底についてです。

感染を予防するための最も効果の高い対策は、皆様お一人おひとりの感染予防に対する意識です。「新しい生活様式」を実践をしていただき、3密を避け、「マスクの着用」「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など、感染予防対策の徹底を改めてお願いいたします。

最後に、感染された方等への差別・偏見の防止についてです。

感染症は、誰でもかかる可能性があり、感染者や医療従事者等への差別・偏見は決してあってはなりません。感染に関し、根も葉もない噂を拡げることが、厳に慎んでください。経過観察を終え、検査で陰性が確定した方は、他の方に新型コロナウイルスをうつすことはありません。お一人おひとりが相手を思いやる、そうした気持ちを忘れずに、冷静な対応をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたっては、県民、企業の皆様方の協力が欠かせません。皆様お一人おひとりの行動が、ご自身と大切な方々を感染から守ることになりますので、引き続き、ぜひともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

各部局においても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、感染により影響を受けた社会経済活動の回復に向けて取り組んでいただくようお願いいたしまして、本日の会議を終了いたします。